

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                               |   |
|--|---|
| ①事務の名称   | 国民健康保険の資格管理に関する事務   |
| ②事務の概要   | 高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り<br>資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①申請書や届出書に関する確認<br>②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 |
| ③システムの名称   | 国民健康保険(資格)システム<br>被保険者マスタ作成システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア<br>国保情報集約システム<br>次期国保総合システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                                     |   |
| 国保資格ファイル<br>国保負担区分ファイル<br>宛名情報ファイル<br>資格情報(個人)ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用   |   |
| 法令上の根拠   | 番号法第9条第1項、別表第一 第16,30項<br>並びに内閣府・総務省令第16条、第24条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                           |   |
| ①実施の有無   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠  | 【別表第二における情報照会の根拠】<br>番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項<br>並びに内閣府・総務省令第25条、第26条<br><br>【別表第二における情報提供の根拠】<br>番号法第19条7号、別表第二の第42項<br>並びに内閣府・総務省令第25条                           |
| 5. 評価実施機関における担当部署                                  |   |
| ①部署  | 町民生活課   |
| ②所属長   | 町民生活課長 四方田 勝吉   |
| 6. 他の評価実施機関  |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                             |   |
| 請求先  | 〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1<br>皆野町役場 総務課 TEL0494-62-1231  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                           |   |
| 連絡先  | 〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1<br>皆野町役場 総務課 TEL0494-62-1231  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年2月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年2月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |